

氏名 (法人にあっては名称)	Japan電力株式会社
住所	大阪府大阪市西区靱本町一丁目20番13号 なにわ筋ビル5階

自社等発電所(*1)の有無	無		
電気事業の概要	沖縄を除く全国の高圧・低圧の電力需要者（中小工場、オフィスビル、小売店舗、一般家庭等）に対し、電力供給を行っております。		
電気の供給における温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制	責任部署：新電力事業部 新電力事業部を中心に、事業計画を立案・遂行してまいります。また、実績管理・検証に関しては、営業サポート課が中心となり定期的に行っております。		
電気の供給における温室効果ガスの排出の量の抑制に関する措置及び目標	年度	基礎排出係数(*2)	調整後排出係数(*3)
	前年度実績（2023年度）	0.429 (kg-CO ₂ /kWh)	0.346 (kg-CO ₂ /kWh)
	当年度目標（2024年度）	0.420 (kg-CO ₂ /kWh)	0.340 (kg-CO ₂ /kWh)
	短期目標（2029年度）	0.410 (kg-CO ₂ /kWh)	0.330 (kg-CO ₂ /kWh)
	長期目標（2034年度）	0.400 (kg-CO ₂ /kWh)	0.320 (kg-CO ₂ /kWh)
	（目標に係る措置の考え方） 卒FITの太陽光電源を買取り、自社の調達とするプランを進めております。		

*1 自社等発電所とは、自己が所有する発電所及び経営支配下においている子会社が所有する発電所をいう。
 *2 基礎排出係数とは、市内への電気の供給に伴う二酸化炭素排出量（基礎二酸化炭素排出量）を市内への電気の供給量（電気供給量）で除したものをいう。
 *3 調整後排出係数とは、基礎二酸化炭素排出量に固定価格買取調整二酸化炭素排出量を足したもから、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を控除したものを、電気供給量で除したものをいう。

電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標	自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	再生可能エネルギー発電量(*4)	再生可能エネルギー導入率(*5)
	前年度実績 (2023年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	当年度目標 (2024年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	短期目標 (2029年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	長期目標 (2034年度)	5 (千kWh)	5.00 (%)
(目標に係る措置の内容)			
太陽光・バイオマス・水力等のクリーンな電力の発電所の開発に努めてまいります。			
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置及び目標	調達分を含む再生可能エネルギーの環境価値の確保量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	環境価値の確保量(*6)	環境価値の確保率(*7)
	前年度実績 (2023年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	当年度目標 (2024年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	短期目標 (2029年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	長期目標 (2034年度)	50 (千kWh)	5.00 (%)
(目標に係る措置の内容)			
環境価値確保量に大きく寄与する電源の調達予定は現在のところございませんが、卒FITの太陽光発電を買取、自社調達とする計画を立てております。引き続き、住宅用の小規模太陽光発電システムからの電力調達を徐々に増やし、利用量の拡大へ役立てていく予定です。			
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置及び目標	未利用エネルギーの電源開発・相対電源調達に努めてまいります。		
火力発電所における熱効率の向上を図るための措置及び目標	火力発電施設を保有していないため、該当いたしません。		
本市の区域内に存する電気の需用者に対する地球温暖化の防止に資する取組	全ての需要者様に対し使用電力量の見える化が可能となるシステムを導入しており、節電の取り組みに役立てて頂いております。		
その他の地球温暖化の防止に貢献する取組	非化石証書と組み合わせた電力メニューの提供も可能ですので、温暖化防止に貢献して参ります。		

*4 再生可能エネルギー発電量とは、自社等発電所における再生可能エネルギー（太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギーとして永続的に使用することができるもの）による発電量のうち市内分をいう。

*5 再生可能エネルギー導入率とは、上記の発電量を自社等発電所における発電量のうち市内分で除したものをいう。

*6 環境価値の確保量とは、自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量及び他の一般電気事業者等の発電所における再生可能エネルギーによって発電された電気の購入量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することによって環境価値を有するもの並びに購入した再生可能エネルギー電気由来の環境価値の量を合算したもののうち市内分をいう。

*7 環境価値の確保率とは、上記の確保量を電気の供給量のうち市内分で除したものをいう。

*8 未利用エネルギーとは、発電に利用するエネルギーのうち、工場の廃熱又は排圧、廃棄物（バイオマスを除く）の燃焼熱、超高圧地中送電線からの廃熱、変電所の廃熱及び高炉ガスその他の副生ガス等のエネルギーをいう。